

第37回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年7月6日（月）午後1時27分から午後3時26分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 171会議室

3 出席委員（25人）

1番	清水 静 枝	2番	中 村 滋
3番	箱 田 裕 史	4番	浦恩城 由 子
5番	佐 藤 勲	6番	寺 崎 正 親
7番	今 井 隆	8番	須 田 直 子
9番	大 野 俊 彦	10番	信 澤 健 治
11番	中 沢 幸 子	12番	山 田 孝 夫
13番	天 田 晃	14番	戸 塚 英 子
15番	塚 越 勤	16番	永 井 保 伸
17番	石 川 大 輔	18番	川 野 健 一
19番	福 田 敬 一	20番	西 山 康 雄
21番	反 保 勉	22番	飯 野 利 貞
23番	新 井 元	24番	設 楽 明 志
25番	金 井 政 明		

4 欠席委員 なし

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	井 上 忠 夫
係長	渡 邊 喬 丈
係長	矢 端 ひろみ
係長	矢 島 賢 一
主任主事	飯 島 卓 也
主任主事	津久井 亮 太
主任主事	引 田 めぐみ
主任主事	登 坂 洸 介
主事補	茂 木 開 斗

6 職務のため出席した農政課職員

主任主事

門 脇 隆

7 議事日程及び付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について
- 日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分取消について
- 日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第7号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第9 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について
- 日程第10 報告第1号 農地法第3条第3項の規定による権利取得の届出受理について
- 日程第11 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第12 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について
- 日程第13 報告第4号 農地法関係公売農地の許可について
- 日程第14 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第15 報告第6号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1 時 2 7 分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（井上忠夫） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、皆さんおそろいでございますので、これより37回農業委員会総会のほう始めさせていただきます。

まず最初に、今井会長よりご挨拶をいただきます。

お願いいたします。

○会長（今井 隆） （挨拶）

○事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事進行は、今井会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○会長 それでは、ただいまから第37回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、本日の出席委員は、全員集まったんだ、今日は。25名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わりました、続いて、議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行いたいと思います。

それでは、私のほうから議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号2番、中村滋委員並びに25番、金井政明委員の2名を指名いたします。また、書記の任命については、事務局の矢端係長を任命いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、これより議事進行させていただきますけれども、毎回申し上げているのですけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議案のほうへ入ります。

まず初め、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和8年3月23日許可、高農委指令第1493号でございました。

取消しの理由につきましては、事業計画が中止になったためとのことでございます。なお、関連案

件といたしまして、議案書21ページ、議案第5号ナンバー28が提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和4年1月24日許可、高農委指令第1738号でございました。

取消しの理由につきましては、設置計画がなくなったためとのことでございます。

3番 当初許可内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、令和4年9月22日許可、高農委指令第1322号でございました。取消しの理由につきましては、設置計画がなくなったためとのことでございます。

以上、農地法の規定による許可取消願は3件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3件の説明がございました。

これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたらお受けいたします。

この3件とも太陽光設備設置用地ですか、それで、この3件ともそうですよね。設置計画がなくなった、中止になった。

どうでしょう。なければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認いたします。

続きまして、議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成2年4月20日許可、群馬県指令西農第101号でございました。変更の理由につきましては、住宅建築計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書19ページ、議案第5号ナンバー16が提出されております。

2番 まず初めに、議案書の訂正をお願いします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和11年6月23日から令和9年6月22日に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の北部の事前協議にて圃場の状態が芳しくなかったため、今後の営農状況を見て更新期間を判断したらどうかという意見をいただきました。それを受けて申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立て

て営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和5年6月22日許可、高農委指令第1160号でございました。変更の理由につきましては、パネルの配置の変更による支柱本数の変更が生じたためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいとのこととございまして、転用期間は令和8年6月23日から令和9年6月22日までの1年間でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更後の3条許可申請、議案書10ページ、議案第3号ナンバー13及び5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま2件の説明がございました。1番は承継者がいるということで、また後で出てきますけれども。どうでしょう、皆さんから何か質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、あれですか、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

それでは、続いて、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2については新規就農案件となっております。

それでは、まず初めに、事務局、ナンバー1について説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、農業振興担当よりご説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただいた高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。

リストのナンバー1、営農類型は露地野菜で、農地約9アールを購入し、農作業を開始します。譲受人につきましては、令和8年6月10日に就農相談会を実施し、農業委員会からは、須田直子農業委員、國峯敏幸推進委員が出席し、譲受人から提出された農作業計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に農作業を行えるかなどの確認を行いました。

1ページを御覧ください。まず、1の就農の動機ですが、これまでの生活の中に農業に魅力を感じ、地域に根差した仕事として自然と向き合いながら地域の農業の発展に貢献したいとの思いから、

本申請に至りました。

次に、2の将来の農業経営の構想ですが、安定した生産を行えるよう基礎を身につけ、将来的には高品質な農産物を計画的に生産し、直売所等への出荷にて無理のない経営の確立を目指します。

さらに、地域の実情に合った経営を行い、継続できる農業を実践したいと考えています。

3の職歴及び農業経験ですが、これまでの職歴で培った学ぶ姿勢を生かし、日々の実践や研修、先進農家での学びを通じて土作りから出荷までの基本技術を着実に身につけ、新規就農で必要な力を高めていく計画です。

続きまして、2ページの農作業計画書です。作目は、露地ナス、ジャガイモ、サトイモ、サツマイモです。現状、収穫した農産物は近親者で自家消費していますが、退職後、生産力が向上してきた際には販売する予定です。

3ページは位置図です。太線で囲んだ箇所が今回購入する農地となります。周辺には花き農家のハウスがありますが、譲受人が取得することによる影響はないものと考えられます。

農作業計画書等については、以上です。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明が終わりました。

続いて、今回、就農相談会に出席された須田直子委員から報告をお願いいたします。

○8番須田委員 議席番号8番、須田です。農地法第3条許可申請審議ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに以下のとおり、聞き取りを行いました。

質問1 営農計画書の作目では連作障害が懸念されますが、障害が出ない組合せを考えるべきではないですか。

回答 圃場を複数のブロックに分けるほか、根菜類の栽培の合間に葉物野菜を作付し、土壌環境の改善を図ります。

質問2 現在の会社を退職後、配偶者の方と専業での農業従事は考えていますか。

回答 現状は自家消費や関係者への分配を前提としているので、完全な専業への移行とは言い切れませんが、自家消費を通じて栽培技術を向上させ、高品質なものが収穫できるようになった際にはインターネット販売も検討しています。

質問3 農地を取得するに当たり、ご家族には相談しましたか。

回答 家族からの反対意見はなく、理解を得ています。また、近隣には娘とその交際相手が居住していて、近いうちに結婚する予定なのですが、農業に興味を示してくれているため将来的な農地

の管理についても問題ございません。

以上のような質疑応答がありました。また、事務局の説明にあったとおり、農作業計画についても適切であり、許可後も効率的かつ継続的な農作業が見込まれますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等お受けいたします。

この本人、農業に興味があるということで。やっぱり興味がない人がやったって駄目。好きこそ物の上手なれとよく言いますが、全然関心がない人が農業やられても駄目ですから。

どうでしょう、皆さんのほうから。この人、58歳で。58歳って早期退職か、そうではないのか。

○事務局 まだなので。将来的に。一応自分の会社なので、辞めるとかという部分は、60とかそういうことではないという。

○会長 そうか、そうか。

○事務局 自分の意思で引き際は決められるということで。

○会長 合間見てするか。

どうでしょう、何かアドバイスのことがあったら、本人にこうにしたほうがいいよということありましたらお願いします。

なければ……ないですね。なければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続いてナンバー2の説明に、事務局、お願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては農業振興担当よりご説明させていただきます。

○事務局 リストのナンバー2、営農類型の露地野菜で、箕郷町生原にて農地約4アールを購入し、農作業を開始します。譲受人につきましては、令和8年6月9日に就農相談会を実施し、農業委員会からは石川大輔農業委員、岡本鉄平推進委員が出席し、譲受人から提出された農作業計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に農作業を行えるなどの確認を行いました。

5ページを御覧ください。まず、1の就農の動機ですが、以前、宗教活動の一環で千葉県の農園にて2年間の農作業経験があり、群馬県の転居を機に知人が所有する遊休農地を自ら引き受け、再び農作業を行いたいとの思いから本申請に至りました。

次に、2の将来の農業経営の構想ですが、千葉県の農園にて栽培経験のある大玉トマトについて、当時の課題を克服し、以前取引のあった千葉県の飲食店に認められるほど高品質なものの生産を目

標として農作業に取り組みます。

3の職歴及び農業経験ですが、契約社員として警備員を3年、配送ドライバーを1年、スーパーでのパートを3年、千葉県農園にて2年間農作業に従事したほか、トラクター免許を取得しています。

続きまして、6ページの農作業計画書です。作目は、かき菜、サヤエンドウ、タマネギ、白菜、トマトです。年間を通して計画的に作付をします。収穫した農産物は、自家消費がメインで、自身が所属する団体にも分配します。

7ページは位置図です。太線で囲んだ箇所が、今回購入する農地となります。周辺は農振農用地が広がっており、申請地も農振農用地ですが、西側農地より1メートルほど高く、南側道路からは2メートルほど高い農地のため、周辺農地と一体的に耕作することは難しいものと考えられます。

農作業計画書等については以上です。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

続いて、就農相談会に出席された石川大輔委員から報告をお願いします。

○17番石川委員 議席ナンバー17、石川です。農地法第3条許可申請審議ナンバー2について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。なお、当日は譲受人に対し、事務局職員とともに下記のとおり、聞き取りを行いました。

質問1 渋川にお住まいとのことですが、通いながらの農作業となるのですか。

回答 現在も渋川の自宅から通っており、今後も継続して通う予定です。栽培する作目に合わせて適切な肥培管理を行い、管理不足が生じることのないよう責任を持って取り組みます。

質問2 両親と共同作業とのことですが、農地の管理はできそうですか。

回答 千葉の農園で従業員として働いていた際に申請農地の4倍ほどの面積を1人で耕作していた経験があります。実質的に私1人でも十分に回せる規模ですので、両親に負担をかけることなく維持できると考えています。

質問3 農作業は独学とのことですが、技術面について相談できる相手はいますか。

回答 申請農地の向かいに住む農業者に以前から農業指導をしていただいているほか、必要に応じて耕起作業もお願いしています。今後も技術面での課題に直面した際には地域の農業者に助言を仰ごうと考えています。

以上のような質着応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、農作業計画についても適切であり、許可後も効率的かつ継

統的な農作業が見込まれますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま石川委員から報告がございました。

それでは、審議に入ります。皆さんから何か質問、また、アドバイスのなことがありましたら、よろしくお願いします。

すき、くわだなんて随分昔のあれだけれども。管理機購入か、それだけでは大変だ。そしたら、41、41。面積も、このぐらいだから。

どうでしょう。こうにしたほうがいいですよとか、そういうのないでしょうか。

なさそうなので、許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可といたします。

それでは、続いて、一括審議に移ります。

事務局、説明、お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため所有地に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は売買、譲渡人からの要望に応え申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、以前より耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、以前より耕作している申請地を弟より譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

ます。

13番 まず初めに、議案書の訂正をお願いします。先ほど計画変更のところで説明させていただいたとおり、申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を令和11年6月23日から令和9年6月22日に訂正をお願いいたします。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年6月23日から令和9年6月22日までの1年間でございます。また、関連案件として、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2及び太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー1が提出されております。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としておりますので、そちらでご説明させていただきます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間は、令和8年7月24日から令和11年7月23日までの3年間でございます。また、関連案件として太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書16ページ、議案第5号ナンバー2が提出されております。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件としておりますので、そちらでご説明させていただきます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は12件でございます。なお、この12件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー3から14ですか、説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

この3番、5町歩ぐらいあるのか。従事者が1人であるけれども、臨時が何名いるといったっけ。

○事務局 臨時で4名。

○会長 4名ね。

○事務局 はい。

○会長 1人ではとてもではないけれども、こんなに耕作できないので、4名臨時でいるそうです。

この方は、以前、委員さんをなされた方なのですから。

ほかにどうでしょうか。この9番、譲受人、この耕作するところからは離れているのだけれども、これ通いするわけ。

○事務局 はい。

○会長 時間的にはどのぐらいなのだろうな。

○事務局 40キロほどで70分程度って聞いていますけれども。

○会長 そうなの。もう今までもこちらのほうにあるのだっけ。ない。初めて。

○事務局 高崎のほうでは初めて。

○会長 初めてか。40分から50分かかる。よくそんなに離れたところね。向こうだって耕作放棄地であると思うけれども、どういのでここを買い受けたのだろうか、聞きたいとは思わない。はい。

畑だから野菜もするのか、これは。

○事務局 今回のところについては果樹ということで。

○会長 果樹か。果樹なら時期によっては毎日通わなくてはならないな。かなり、そうここまで離れて時間を要してやるというのはちょっと。どういので、こんな遠方を借りたのだからよく分からないけれども。

質問がなければいいけれども。

はい、金井委員。

耕作放棄地になってしまったら、また困るから。

○25番金井委員 25番の金井です。5番と8番なのですからけれども……

○会長 5番と8番。

○25番金井委員 ええ。面積が5番だと350、8番だと519なのですからけれども、経営状況見ると、自作地が5番の場合には4になっているのです。今までの、それ例を見ると、例えば350のやつのが自作地という、それ訂正してやって3ってなっているのですよ、これ。今までは。これ4になっているというのと、あと、下のやつについて、7あって519という、そうすると、あと百幾つぐらいは、あれですか、残っているということなのですか。何かこの辺のところがちょっと分からないのですけれども。

○事務局 5番に関しては残っています。

○25番金井委員 残っている。

○事務局 はい。ちっちゃいのが残っています。いまだに。

○25番金井委員 これは、何、自作地は、では、4ぴったりあるわけなのですか。

○事務局 そうです。4ちょっと、まだ、切り下げて、これ切り捨てるので、まだ100ぐらいはあります。と思います。

○25番金井委員 では、400の幾つという面積のうち350になるわけですか。

○事務局 なので、まだ残っているという認識です。

○25番金井委員 分かりました。8番は、どうなのですか。

○事務局 8番も、同様にまだ残る。

○25番金井委員 ちょっと残るのだ。

○事務局 はい。

○25番金井委員 中途半端なこういう感じなのですね。はい、分かりました。では。

○会長 ほかに質問ございましたらお願いいたします。

質問等なければ許可としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

それでは、許可といたします。

それでは、続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 共同住宅の駐車場として申請地を整備し使用したいという露天駐車場の申請でございます。

2番 隣接する自動車販売店の車両置場として申請地を整備し貸し付けたいという貸露天車両置場の申請でございます。

3番 水耕栽培用のハウスを建設するに当たり選果場や太陽光発電設備などの農業用施設を併設したいという農業用施設の申請でございます。

4番 農家住宅の敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の申請でございます。

5番 農業用施設用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

6番 畜産業を営んでいるが畜舎が不足しているため申請地を整備し使用したいという畜舎の申請でございます。

7番 露天駐車場として申請地を整備し貸し付けたいという貸露天駐車場の申請でございます。

8番 住宅敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。

9番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車庫及び庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は9件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま9件の説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何か質問等ございましたらよろしく願います。

これ3番の水耕栽培用って、これ、この人は、こういう水耕栽培専門なの。普通の栽培もやっているの、これ。

○事務局 今回、初めて水耕栽培は始められて……

○会長 初めてか。

○事務局 はい。こちらの場所で葉物野菜系を始めるということでした。

○会長 そうなの。

○事務局 はい。

○会長 こういう栽培経験というのは、もう結構、年数的にはやっているの、これ。

○事務局 ほぼ初めての様な感じで。

○会長 初めてか。

○事務局 近くにある何かイチゴか何かのやっているところが、同じような形でやっているところがあって、そこを参考にしているという話でした。

○会長 では、何イチゴするの。

○事務局 イチゴではなくて、形を参考にするだけで。

○会長 形を参考にするだけで。

○事務局 葉物野菜系で。

○会長 葉物野菜系でか。

○事務局 はい。

○会長 あとは、これ7番、露天駐車場だけれども、これだけの面積だから台数としてはある程度、台数止められるのだけれども、隣近所会社か何か。一般のアパートのあれではないよね。

○事務局 はい。ちょっと近くで建設業を営んでいる人がいらっしゃって、その方が持っているトラックだとか、あと、その方のそのトラックを使うような職人さん、そのときそのときでお願いする職人さんたちが、ちょっと車の置き場所がないということで、一応25台ぐらい止められる計画になっているのですけれども、その半分ぐらいは、そこで、もう使うということで……

○会長 半分ね。

○事務局 はい、話が済んでいるということです。

○会長 どうでしょう、皆さんのほうから。

質問がなければ許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号に移りましょう。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 こちらについても、先ほど計画変更のところで説明させていただいたとおり、申請の理由欄、一時転用の転用期間の満了日を令和11年6月22日から令和9年6月22日に訂正をお願いいたします。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和8年6月23日から令和9年6月22日までの1年間でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2及び議案書10ページ、議案第3号ナンバー13、3条の地上権設定が提出されております。また、土地所有者の相続人の書類が整わず、許可期間内に更新申請が間に合わなかったため始末書が添付されております。

こちらの圃場は、令和5年にパネルの下でカボチャを栽培する計画で最初に許可を受けまして、今回は3年間の一時転用が満了するため更新の申請となります。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤で囲われている箇所が申請地でございます、はるなくらぶち聖苑から北西に約150メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の黄色で囲われている箇所が申請地でございます。申請地周辺の状況は、宅地、山林、農地が混在している地域でございます、今回の申請地につきましては、農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目から5枚目が公図の写しでございます。申請地に隣接する土地につきましては、畑、山林、公衆用道路でございます。

3枚おめくりいただきまして、6枚目と7枚目が土地利用計画図と求積図でございます。更新の申請ですので、現地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。架台支柱382本、パネルの枚数910枚、21.52平米の一時転用の許可申請でございます。

2枚おめくりください。8枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため、最低地上高は2.1メートル、最高地上高は2.8メートルで約3メートル間隔で設置されてお

ります。

1枚おめくりください。9枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積7,138平米でカボチャを栽培する計画でございます。

営農者の属性は、ア及びイの認定農業者となります。属性がイの認定農業者になりますので、申請可能な許可期間は、最長で10年間でございます。

営農者の農作業経験ですが、農作業歴は14年になり、作付作物に関しては10年間の経験となっております。

1枚おめくりいただいて、裏面が栽培計画になります。カボチャを7,138平米作付する計画となっております。

次のページを御覧ください。営農に必要な農作業の期間ですが、カボチャを4月に定植、8月から9月に収穫とのことでございます。

1枚おめくりいただいて、裏面を御覧ください。利用する農業機械ですが、トラクター2台と管理機を使用しているとのことでございます。

農作業に従事する者ですが、従事6人体制であると伺っております。

続きまして、下部の農地における単収見込みですが、地域の平均的な単収はカボチャは10アール当たり1,210キロとなっております。本申請地における単収見込みは10アール当たり968キロとなっており、80%の収量を見込んでいるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは下部の農地の収支見込みとなっております。参考までに御覧ください。

1枚おめくりください。営農への影響の見込みとして、生産に適した日照量の確保でございますが、つるが広がり生育するため、パネル下でも十分な日照量が確保できるとのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ、最低地上高2.1メートル、最高地上高2.8メートル、間隔3メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

1枚おめくりください。必要な知見を有する者の意見でございますが、2の所見を御覧ください。カボチャはつる性の植物であり、圃場全体を覆うように生育するためパネル下での栽培でも生育に支障はないとのことでございます。

1枚おめくりください。こちらが2025年10月時点の現地の写真でございます。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまナンバー1の説明がございました。

続いて、調査報告になります。今回は、第4班の調査となっております。調査班長の西山康雄

委員から報告をお願いします。

○20番西山委員 それでは、事前調査報告をしたいと思います。第4班班長、西山康雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者3名の出席でした。

質問1 申請地に白い防草シートが張られていますが、なぜですか。

回答 当初は、防草シートの上でやし殻を使ったカボチャの栽培を計画していましたが、水はけの問題でうまくいきませんでした。その後、作物を梅に変更をし、作付部分のシートを剥がして定植しましたが、作物変更申請の際に梅はパネルの配置上、うまく育たないと指摘を受け、今回の申請では当初予定していたカボチャで更新を迎えたため、現在のような状況になっています。

質問2 申請地の土壌が粘土質で非常に水はけが悪いようですが、土壌分析はしましたか。また、土壌改良は計画していますか。

回答 春頃に本圃場より採取した土を土壌分析に出しました。また、粘土質で水はけが悪いので、時間と予算をかけてでも大幅な土壌改良は必要だと感じています。

質問3 申請地の今の状況で今後収量目標達成までのスケジュールについては、どのように見込んでいますか。

回答 一から土壌改良を行う必要があるため、1年目は土作りに専念し、2年目に作付を行って状況を確認、3年目に収量8割を達成を目指すという3年間の計画で進めたいと考えております。

質問4 これから土作りをするのであれば、防草シートを剥がし、トラクターで耕うんして土壌を軟らかくしたり、水はけをよくするための高低差をつけるなどの対策をしたほうがよいと思います。

回答 はい。参考にさせていただきます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ただいま西山班長から報告がございました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

この間も事前協議で北部のほうでいろいろ質問出ました。皆さんも質問したいことがいっぱいあると思います。ありますよね。はい、出してください。

大体、営農型太陽光する場所、これ土壌、普通なら前もってよく見て、これ土を入れ替えるとか何か考えてしそうなものなのだけれども。こんな失敗は普通はしない。下見て、こんな粘土質の水はけの悪いところでパネルなんか立ってしまっ。順番が違うんだ、これ。本当はね。だから、やっぱりあれだ、発電ありき。そんなことばかり考えているから、こういう失敗するのでね。止めますよ。普通だったら、営農型するのだったら、土壌見て、よく見て、ここへ栽培ができるかな。それを普通なら考えると思うのですけれども。

どうでしょう、皆さん。

○25番金井委員　ちょっといいですか。

○会長　はい。

○25番金井委員　会長さんが今言われましたけれども、私もそう思うのですけれども、今回一緒にヒアリングに参加してもらいました。それでいろいろ聞いたのですけれども、来た人が、若い人2人来て、それからコンサルみたいな人が1人来て、それで、社長さん方、そういう責任者は誰も来ないのです。それで、今までのこの聞いてみると、なかなかやっている内容が何もやっていない。何もやっていないで、こういうことずっと3年もやってきたと。今後、だから、スケジュールなんて聞いても、大したこと言えないけれども、この言ったとおりなのですから、本当にできるかという感じが思えるのです。それで、もしできないときには、では、農業委員会としてどうするかというのが一番問題だなと思うのです。これ国のほうで80%あれしなければ一応というので、法律が変わって、これ厳しくなったのです。厳しくなったのに今までどおりに、適当にいいや、いいや、3年やったらいいや、いいやって、ずっとその継続してやらせるという方法も何か農業委員会としていいのかなという気もするのですけれども。そうかといって、ここのところで、では、駄目だよってぴしっと切るという方法も、またどうかなと思うのですけれども。それ、皆さん、どのように考えているのかなと思っているのです。今後こういうやつが多分。真面目な人ではないですものね。どちらかという、金もうけの人たちが、これ使っているということですよ。そういう人に対して、だから、農業委員会でどういうふうにしていくかというのが今後の問題、うちのほうの全体の問題だと思って、私は思っていますけれども。皆さんは、どのようにお考えですか。

○22番飯野委員　22番、飯野ですけれども。まさに、皆さんが、会長はじめ、法人のことについては同感で、本当にこれから考えていかなければならない話で、今ここは年限を、で許可していますけれども。やっぱりそもそもの話になっていて、これが市も、やつが始まって営農型太陽光ということで所管が農水省なので、それで農地守るという意味でのエネルギー、シェアリングなわけなのですけれども。そういう中で、やっぱりこの農地の上につけば、作物を作るということが前提ですから、農水省でもそうに言っているわけなので、そこをやっぱりそこで許可してできてしまったということはやっぱり本当に取り返しがつかない。今の状況なので。本当にこれからどうするかという話になったときに、やっぱりみんなで考えなければならぬし、また、これだけの高崎市の農業委員会だけではなくて、会長さんが会長になった群馬県、入れて、まさに全国でこういう問題が起こっているということは、もう指摘されていますから、そういう中で本当に農水省はやっぱりちょっとよく反省してもらって許可出すような、進め方がやっぱりちょっと違っていたと思うのですよね、農水省はそもそも。そこのところは、やっぱりこれだけの場所で我々も一委員としては意見は言えますけれども、方向性はやっぱり国に出してもらわないと。この営農型というのが、やっぱりいい事例もあり、悪い事例もあり。でも、そこをうまく通り抜けてやろうという魂胆がある事業者がやったということもあって、また、今回この法人については、この高崎市の中で約40件ぐらいあ

るわけですね、営農型太陽光が。

○事務局 70件ぐらい。

○22番飯野委員 70件でしたっけ。それだけあることを一々やって、これも去年の9月から事務局のほうで手配してくれて、それでずっと5条とか審議しているわけなので、ほかのことが全くやっぱり審議できていない。もっと大事なこともあるのかもしれないと思うのです。そこは、やっぱり本当に我々の次はもっと上の段階で考えてもらいたいと思います。

○19番福田委員 ちょっといいですか。

○会長 はい。

○19番福田委員 19番の福田です。この営農型太陽光のあれは、確かに農地法上のほうの規定で8割を十分満たしているという業者がいるのです。そういった事実、事例がある中で、こういった事前協議の中でも話があったのは、従前、もう3年も、4年も、5年も全く作らないで更地であったというふうな状態の土地。それが、今回このような形で3年計画で出てきたのが1年になったというふうなことの経緯ではあるのですけれども。同じ農地法上の中の規定、8割を満たす。施行規則47条の1項の6号ですか、この中には品質、それから、量、それから、いわゆる8割を満たすという規定があるわけです。申請のときに、これを満たしますよということで申請をしておいて、今回このような形になった。当初申し上げたように、実際に真面目にきちんとやっている業者がいるこの現実、農地法上の洗礼、法の下において平等であるというふうな洗礼はきちんと受けるべきではないかなと私は思うのです。ですから、確かに施行規則61条でしたか、この中ではうたっています。南部のほうの方々は、確かにこういうふうな。はっきり言うと法律違反のことで堂々とやっているふうな業者がいるわけですから。これを要するにどのように考えるか。もうちょっと、やっぱり高崎市の農業委員会として方向性はきちんとやはり持つておくべきではないかなと私は思うのですけれども。

以上ですが。

○会長 今、数名の委員さんからちょっと厳しいご指摘、意見がございました。ほかの委員さんも、そうだななんて多分思っていると思います。そういうことで、これも県の常設農業委員会ネットワーク機構に諮るのです。これ、係長、大変だ。いろいろ質問が出ると思う。冷や汗かいてしなくてはならないのだ。いや、係長も大ごとしているのだ、いろいろね。今、県のほうの審議会、結構いろいろ厳しい質問が出るのです。そんなので、今回も質問出るだろうな。

そんなので、これ、してしまったことはしょうがないので、今後どのように改善していくか。その方向でちょっと審議してもらいたいと思います。

それで、許可年数、許可年数、この間、事前協議のときに、どういうあれだったっけ。

○22番飯野委員 1年って。

○会長 1年だったっけ。

○22番飯野委員 今、諮りました。

○会長 1年許可ということで。

○会長 土壌改良か。

○会長職務代理者（塚越 勤） 土壌改良。

○会長 土壌改良して。土壌改良しなければならない。何植えたって、これは駄目だわ。そういうことで、1年ということで出たのですけれども、どうでしょう。皆さんのほうと、ここで決定したいと思いますけれども。

○25番金井委員 この時点であれですか、不許可というのはあり得ないのですか。

○会長 不許可というのが、今まで全国で1件ぐらいあったのかな、どういうのか。どういうのだろうな。

○事務局 勧告等出して、その売電の停止の処分だとか、そういったところの処分が出ているところは、全国的に見ればあるのはあります。不許可までなったかどうかというのは、すみません、ちょっと把握できていない部分もあるのですけれども。

あとは、実際にその不許可にする、処分に至るまでに、まずは段階を踏んでというのがやっぱりありますので、口頭指導から始まり文書指導、それでも改善が見られなければ勧告ということで。勧告まですると、経産省のほうで売電を止めるという処分になるのですけれども。

○会長 そうだね。

○事務局 それでも、なお改善が図らなければ不許可、パネルの撤去というようなところに順を追って、その対応していくというようなことになるかと思います。

○会長 今回、この件は本当に土壌が悪いので営農には全然適していない土壌ということです。皆さんから厳しい意見が出ているのだけれども。それにしても、ちょっと規模拡大し過ぎている。ほかのところの管理できないところも結構あった。やっぱり手が行き届かないほど規模を増やして、しても駄目。従業員は随分確保したようだけれども、やっぱり手が回るぐらいの規模でなければ駄目だと思います。

はい。

○22番飯野委員 今の話からなののですけれども、会長が言うように、今日のこの5条申請はこの1件についての申請ですね。毎月そうやって来ているのですけれども。でも、事業者が同じですよ。そういう中で、この今月のは1年相当ということで許可という形になったのですけれども、その基点の中で、先ほど係長さんが言ってくれたように、その是正なり、勧告とかというのは全体として、はっきり言って法人の申請なので、これ毎月ずつ出るわけなので、そのことについて指導という形は取っているというような話も聞くのですけれども、行政的な指導というか、栽培とか、そういう旨の指導で、とか、あと行政との指導、勧告とかという話には結びつけられるのですか、どうなのですか。

○事務局 基本的には各圃場ごとの案件について対応していくということにはなります。ただ、こちらの会社については、ここに限らず、全体的によくできていないというところはあるので、そこは別での指導っていいですか、話にはなるかと思うのですけれども。基本的にはこういった各営農型の圃場、個別での指導になっていくというのが原則です。

○22番飯野委員 そうやってきているのですけれども、私が言いたいのは、やっぱりこれだけの成果が、実績というのか、悪い意味での実績があるので、そのことを指導してもらえるとというのか……

○事務局 そうですね。

○22番飯野委員 そのことは、行政でできるものはやってもらいたいのが。そうでないと、なかなか解決しないと思うのですけれども。毎月これからもあるかと思うのですけれども、そういう圃場がまだまだあるわけですね。

○事務局 そうですね。こちらの法人については高崎以外にも、ほかの市でもやっぱりやっていて、一市町村に収まるだけの話ではなくて、その県内に広がる、影響のあるところでもあるので、県の農業会議の、そのネットワーク会議のほうでも、やっぱりほかの地区の会長さんから、県下で意思統一してとといいますか、連携して、そういった対応を取ったほうがいいのではないかとというような意見は出ているのです。群馬県の農業構造政策課のほうでも、そういった意見が出ているというのは承知していて、実際どう動けるかまでのところには至っていないのですけれども、一応、県内全体として注意していかなければいけないなというような認識ではあります。

○22番飯野委員 それも、先ほど述べさせていただいたことだったのです。

○25番金井委員 あとは、ここに回答で1年目は土作りに専念し、2年目は作付を確認して、3年目、収量8割を出すという形で、もうここは出ているのです。そうすると、1年で取りあえず許可出したやつは何の意味もないということですよ。その許可、許可のあれというのは。3年でこのところに、一応8割のやつを確認しなくても、ここで、要するに1年で出してしまったら、何のこのあれも、確認もならないということなのですから。

だから、ここで1年を出すのかどういいうあれで。もし、そのある程度、将来的に、だから、あれですよ。

○会長 班長のほうから言って。班長から。

○20番西山委員 4班で事前協議とか事前調査したときに3年でというので、法人の説明を受けたときも、1年目が土壌改良、2年目に植えてみて、3年目で8割をクリアするとかという話で進めて4班のときは来たのですけれども、北部の事前協議にかけたときに、丸々やっていないのに3年間全部くれるというわけにはなかなかいかないで、1年ごとに許可を出して、その時点で、1年でクリアしてきて、2年目でクリアしてとかというので細かく区切ったほうが良いだろうということで、3年は丸々はくれないだろうという意見になったので、一応事前協議のときは3年というので金井さんが言ったように出ただけけれども、一応北部では1年でまた現場を見に行つて、実際

にその肥培管理ができていくかというのを確認してやっていきたいと思いますということに決まったために1年なので。

○25番金井委員 ちょっと理解できないのですけれども。1年目でどの程度のだったらそのオーケー出すかという話になると、結局、最終的には国の基準からいくと8割達成というのが一番目標にあって、それが基準になっているので。では、それを確認する、前のやつでどういうふうに一応確認していくのですか。1年目、2年目って。土が、ただ盛土していれば、それでオーケーということなのですか。

○20番西山委員 いや、そうではなくて、やっぱり先ほど言ったように砂を、本人が照会したときに、土を入れ替えもしますよって言っていたら。

○25番金井委員 はい。

○20番西山委員 それで、だけれども、上層部と話をしないとお金がかかり過ぎるから、砂を果たして入替えできるかということも不安だったようです。そのために、では、どの程度までやるかというのを1年にして、やっぱりあとは地元の推進委員さんなんかにも小まめにちょっと見てもらって、実際に一生懸命、土壌改良やっているかという確認を取ってもらって、それで1年でちょっとまた1班か何班か分からないけれども、行って見て現場を確認しましょうと。

○25番金井委員 短くするというの私は別にその悪いことではないと思っているのだけれども。ただ、相手の言うこととこちらの兼ね合いの中で、許可権者がどういう形で、だから、今後進めていくかという話の中で、そういうやり方がいいのかなということはちょっと思っているのですけれども。

○20番西山委員 ただ、3年して、丸々3年。今までに何にもしていないわけじゃない。それを3年で申請したから3年くれましょうというわけにはちょっといかないのだろうという北部の意見さ。

○1番清水委員 段階的に。

○20番西山委員 そう。だから、1段階ずつ、1段階ずつ上がってもらえるような形でやりましょうということ。

○会長 1年許可やって、土壌入れ替えて、それで、この時期ぐらいまでにはカボチャならカボチャ植えて、その様子が分かるという話だったよね。

○20番西山委員 そう。

○会長 だから、そのぐらいの期間にしようって話だったのだよ。

○20番西山委員 それで、1年半とかという意見も出たのです。それで、2年目にカボチャ植えてもらって、また、今の時期だとカボチャ植えてあんまり伸びていない状態で現場に行っても分からないから、例えば8月だとか、9月頃で1年半ぐらいで行って、実際にカボチャが生育しているかどうかの見たほうがいいのかという意見もあったのです。だけれども、1年半とかというのも中途半端だし、取りあえず1年ずつ確認して、もう少し地元の委員さんにも努力して、大ごとし

てもらって、ちょっと段階的にやったほうがいいのではないかという意見で報告がまとまったのです。

○会長 では、いろいろ意見出たけれども、この辺で決めないと。

では、今、班長が話ししたとおり、説明したとおり、1年だっけ、1年……

○20番西山委員 1年。

○会長 1年ね。1年ということでどうでしょう、いいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

では、そういうことで決定いたします。

では、また県のほう、それで行いたいと思います。

では、ここでちょっと小休止してからナンバー2から始めたいと思います。

そういうことで小休止します。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これより再開します。

先ほどナンバー1が終わったので、今度はナンバー2です。

それでは、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 説明に入る前に、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2の審議資料の差し替えをお願いいたします。北部の事前協議の際にはちょっとお願いしたのですけれども、その際にお配りしてあります、クリップ留めしてある「栽培計画」というのが表紙になっているものなのですけれども、こちらを7ページから9ページの3枚を配付したものと差し替えをしていただきたいと思います。

7ページは、左上に「栽培計画」と記載のあるものです。こちらの3枚を7ページから9ページの3枚というのを差し替えていただけるとありがたいです。

お手数おかけします。続きまして、11ページから13ページの3枚も同じように差し替えをお願いいたします。次の差し替え分につきましては、3の「下部農地における収支の見込み」と記載があるものでございます。

お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。

先日の聞き取り調査の際に、現地を確認した委員の皆様からのアドバイスを受けまして、申請者より、作付作物をギョウジャニンニクからミョウガに変更したいとの申出がありましたので、こちらは差し替えとなりました。

契約内容は使用貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて

営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは、一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和8年7月24日から令和11年7月23日までの3年間の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書11ページ、議案第3号ナンバー14、3条の地上権設定が提出されております。

申請人の譲受法人は、建設業を営む市内の法人でございますが、法人代表者が所有する農地で営農型太陽光発電を行いたいということで、平成29年に許可を受けました。昨年度6回目の更新となりましたが、営農状況が芳しくないことから3年間ではなく、期間を1年3か月として更新となった案件でございます。今回1年3か月の一時転用期間が満了するため更新の申請となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目の表紙が位置図、2枚目が案内図でございます。どちらも図面が見づらく大変申し訳ございません。申請地は、市施設から北西に約1キロの場所に位置しております。

2枚目、案内図の図面中央やや左上の117―2と示されている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域でございますが、今回の申請につきましては農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面中央の117―2が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と南は畑、東側が公衆用道路、西が山林にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。更新の申請になりますので、申請地には既に太陽光パネルが設置されております。パネルの枚数140枚、架台の支柱面積が1.81平米の一時転用の許可申請でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が植栽図と太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用の支柱のため最低地上高は2.2メートルで、このタイプの太陽光パネルは約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。6枚目からが営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積947平米で、フキとミョウガを栽培する計画でございます。こちらの農地の営農者は、オに該当する方であり、許可期間は最長で3年間となっております。営農者の農作業経験ですが、農作業歴は9年になり、作付作物に関しては9年間の経験となっております。

1枚おめくりいただきまして、2の栽培計画でございますが、作付作物はフキとミョウガでございます。フキを347平米、ミョウガは600平米作付しております。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間ですが、表のと通りの作業内容となっております。フキは4月から6月、ミョウガは4月から9月にかけて収穫をする計画とのものでございます。

1枚おめくりいただきまして、利用する農業機械ですが、トラクターを1台、草刈り機を3台利用しているとのことでございます。

また、農作業に従事する者でございますが、常時1名、臨時で1名の2名とのことでございます。
次の下部の農地における単収の見込み等ですが、フキの平均的な単収は10アール当たり3,000キログラムでございますが、こちらは群馬県農業経営指標の数値を参考にしているとのことでございます。また、ミョウガに関しましては、統計データがなかったため不記載となっております。

2枚おめくりいただきまして、こちらは下部の農地の収支見込みとなっております。参考までに御覧ください。

2枚おめくりいただきまして、生育に適した日照量の確保につきましては、フキとミョウガは日照の関係性は少ないため、栽培に支障はないとのことでございます。

支柱につきましては、最低地上高が2.1メートル、最高地上高は3メートル、間隔も2メートルとなっております。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

2枚おめくりいただきまして、必要な知見を有する者の意見書でございますが、畑の水はけはよく、栽培に適しているが、日照具合を多少増やしたほうがよいとのことで意見が記載されております。

1枚おめくりください。こちらの最後のページが現地の写真となっております。参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続いて、調査班長から報告をお願いします。

○20番西山委員 事前調査報告、第4班班長、西山康雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取り調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人本人1名の出席でした。

質問1 現在の申請地ではフキやギョウジャニンニクのほかミョウガなども栽培しているようですが、生育状況はどうですか。また、今後の肥料や土作りについてどのように考えていますか。

回答 フキとミョウガは比較的生育がよいですが、ギョウジャニンニクについては思ったほど生育がよろしくありませんでした。本日、現地で指摘を受け、肥料をやり過ぎたということが分かりました。今後は、肥料を控え目にしつつ調達可能なもみ殻などを土に入れながら、株分けなどしていきたいと考えています。

質問2 当初の計画ではフキとギョウジャニンニクを予定していましたが、現在の栽培状況を踏まえた上で、今後の計画の見直しなどは考えていますか。

回答 ギョウジャニンニクの栽培は難しいと感じており、ミョウガなど他の作物のほうが収量を上げられる可能性があると考えています。本日いただいたご意見を踏まえて生育のよいミョウガを中心に株を増やし、軌道に乗せられるように計画を立て直します。

質問3 いろいろと試行錯誤をしているようで、前回から見ると努力の結果が出ている様子が見られます。その土地に合った作物を選定し、手をかけてよりよいものを作ってもらいたいと思います。

回答 はい、分かりました。最近は休みがなく、草刈りなどが遅れてしまうこともありましたが、今後はより手をかけられるようにしたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんから何か質問、質疑をお受けいたします。

ギョウジャニンニクは難しいのです。そんなので行ってみたらミョウガが大分旺盛に株増やしているということで。ミョウガ、そんなに肥料要らないのだっけね。

○会長職務代理者（塚越 勤） 病気になってしまう。

○会長 病気になってしまうのだよね。だから、ちょうどいいよね、肥料がそんなにくれなくもいいし、それで育つのなら。だから、今後はそんなようなお話がございました。

それでは、皆さんのほうから何かご意見、また、更新期間決めたいと思います。この間の北部のときは、取りあえず皆さんから3年って出たのだっけ。どうだっけ。

○会長職務代理者（塚越 勤） 3年……

○会長 3年という声が多かったのです。だから、それ、参考までに。皆さんから何年にしたい。ここで決定するので。お願いします。意見出してください。

意見がないのなら3年にしますけれども。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、3年ということで決定します。

そうすれば、ナンバー2が終わったので、今度は一括審議に移ります。

それでは、3番から説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、自宅が手狭なため隣接する申請地を買い受けて増築したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、現在の保育園が豊岡経大通り線工事で収用されるため申請地を買い受けて保育園を建て替えたいという保育園の申請でございます。

10番 契約内容は売買、土木建築業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

11番 まず、議案書に追記をお願いいたします。申請の理由欄に始末書添付と追記をお願いいたします。事務局が現地を確認したところ、申請地の一部が砕石が敷かれていたためでございます。

契約内容は賃貸借、調剤薬局を営んでいるが診療所の開業に伴い申請地を借り受けて調剤薬局を建築したいという調剤薬局の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、住宅敷地が狭く駐車場が不足しているため自宅に隣接している申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が提出されております。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、申請地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。宅地と一体利用の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を叔父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが需要が見込まれる申請地を買い受けて宅地分譲したいという宅地分譲の申請でございます。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが現在使用している土地の賃貸契約が終了するため申請地を買い受けて新たに工場を建築したいという工場用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました許可取消申請、議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が提出されております。

29番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて農業用施設を建築したいという農業用施設の申請でございます。

32番 契約内容は代物弁済、夫の負債を返済したため申請地を代物弁済により取得し庭用地として使用したいという庭用地の申請ございまして、宅地と一体利用の計画でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ございまして、山林、払下げ予定の公衆用道路と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件は、34件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー3から36ですか、一括説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。質問のある方は、挙手の上、よろしくお願いします。

このナンバー31の譲受人が面白いあれだ、名前になっているけれども、キクラゲをやる。これ、どういう、何だい、これ。

○事務局 コンテナみたいなやつの中で、キクラゲを作るような。

○会長 コンテナの中ですか。

○事務局 はい。その……

○会長 本業は何なんだい、これは。

○事務局 本業は……

○会長 面白い。

○1番清水委員 名前がね。

○会長 そうさ。前にも。

○事務局 こちら農業も本業の一つのようです。

○会長 今変わった名前つけるから、分からない。

さあ、どうでしょう、皆さんから何か質問ございますでしょうか。

○25番金井委員 ちょっとよろしいですか。

○会長 はい。

○25番金井委員 25番の金井ですけれども、35と36、太陽光発電の設置のやつでこれ出ているのですけれども、1反3畝と、それから、6反、結構、面積もあるのですけれども。これの、だから、農地法上の関係の農地の関係は、どういうふうに一応やる予定になっているのですか。これは。

○事務局 許可を、やります……

○25番金井委員 許可の、何か耕作は何作るって、それ出ているのですか。

○事務局 これは、この営農型ではないので。

○25番金井委員 いいのですか。

○会長 営農ではないんだ。

○25番金井委員 営農ではないのか。

○事務局 野立ての太陽光。

○会長職務代理者（塚越 勤） 第2種なもの。

○25番金井委員 太陽光だけだから、いいということね。

○事務局 はい、売電だけの太陽光。

○25番金井委員 分かりました。

○会長 これは、あれか……

○22番飯野委員 私も、実は見てきたので。西傾斜で作業しづらいところです。ちょっと物は作っていないです。

○会長 そうなの。

○22番飯野委員 はい。

○会長 傾斜があるのだ、結構。傾斜があって……

○22番飯野委員 連担であるのでね。

○会長 雨水は大丈夫なのかな、傾斜が……

○22番飯野委員 その下にも太陽光があったのです。

○会長 これは、あれか、35と36というのはくっついていないのか。

○事務局 くっついていないです。

○会長 くっついていないね。

○事務局 はい。

○会長 写真に出ていないから。だけれども、今度の申請地のすぐそばにも、これは太陽光なのかな。

○22番飯野委員 太陽光がありますよね。

○会長 そうなの。ここは広いな。

○22番飯野委員 道の上だから。

○会長職務代理者（塚越 勤） 広いよね。

○会長 はい。

○会長職務代理者（塚越 勤） 広いよ。

○21番反保委員 あんまりいいところではないよな。

○会長 いいところではないから、こういうのを造る。あとは、あれだよ、雨水の雨水がまとまってきたり、被害が出るか出ないか、それだけ。では、現場は分かっている人はどうだろう。

○22番飯野委員 いや、そこまでちょっと、土地の問題というのは分からないですけれども。

○会長 そうなの。

○22番飯野委員 はい。

○会長 大体で……

○22番飯野委員 その工事の場所にはちょっと……

○事務局 そこを、各区画の中に貯水池とトレンチを入れるという計画になっているので、そこで浸透させるということになっておりますので。また、事前協議のほうも、その計画で特に障害か何か問題があるということは伺っていないので大丈夫かなと思います。

○会長 では、それ、よく係長説明するのだね。多分質問が出るから。

○事務局 はい。

○会長 では、そういうことで。では、36は農業委員会ネットワーク機構、県の常設審議会にかけるので、意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可、そのほかも許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続いて、議案第6号に入ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は、令和7年12月17日でございます。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は1件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 どうもご苦労さま。相続で、相続するにも土地の、農地の価値のあるところだったら相続税がかなり来ますから。ここは農地種別は何になるだろう。結構。

○事務局 こちらは、農地の青地農地で基本的にございまして……

○会長 青地か。

○事務局 記載の住所なのですけれども、高駒線が今の北と南それぞれ分かれていまして、ただ、青地農地がもう広がっている場所でございまして、もう本当に、周りも本当に今稲をちょうど、私たちも見てきたときも稲を植えている最中でございまして、基本的にはある程度集約して農業ができている場所でした。

○会長 そうか、そうか。

それでは、これ適格化して証明してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することといたします。

続いて、議案第7号に入ります。

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、農林課かな、お願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

非農地証明願が2件提出されましたので、ご審議願います。

1番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は、山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 間違えた、農業振興だ。

○事務局 はい。

○会長 そういうことで、今報告が終わりました。

そうすれば、ナンバー1は乗附町ですので、寺崎正親委員から報告をお願いします。

○6番寺崎委員 ナンバー1について現地確認をした結果をご報告いたします。

6月12日に松本一正推進委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は接道がなく、数多くの雑木が生い茂っている状態でした。さらに隣接地も山林が広がっており、農地として活用するのは困難な状態でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 続いて、ナンバー2は吉井町の上奥平ですので、設楽明志委員から報告をお願いします。

○24番設楽委員 ナンバー2について現地確認した結果をご報告いたします。5月22日に田中正美推進委員と事務局職員と現地を確認してまいりました。現地は、いずれも接道がなく、数多くの雑木及び竹が生い茂っている状態でした。そのため農地として活用するのは困難な状況でありました。

よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

○会長 今ナンバー1とナンバー2の説明がございましたけれども、私も写真見たけれども、ただでも要らないような場所です。本当に急斜がきつくて、ここには再生はできない。これは無理だって、ちょっと私も判断しましたけれども。

どうでしょう、皆さんから何か。異議か何かあればあれなのですけれども。別になければ証明することにしますけれども、非農地証明願受理してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、受理します。

続きまして、議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構への要請をしてよいかを審議求めます。

それでは、今度は農政課、お願いします。

○農政課

議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について。

農政課です。議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしている冊子をご用意ください。今回の議案は、令和8年9月1日公告予定の農用地利用集積等促進計画となります。

それでは、「農用地利用集積等促進計画（案）総括表」、「営農類型・主要農機具・家畜飼養状況一覧」を御覧いただき、表紙を1枚おめくりください。

まず、借手は20名、貸手は26名になります。

次に、中間管理権が設定される面積は、地目、田の通年が15筆、1万7,252平米、地目、田の期間借地が2筆で2,166平米、地目、畑の通年が14筆、1万7,055平米、地目、畑の期間借地が1筆、1,160平米、合計で32筆、3万7,633平米となっております。そのうち使用貸借で設定された筆数は24筆で、割合といたしますと75%となっております。

続いて、裏面を御覧ください。貸借期間別に見ますと10年未満の農用地について、田が12筆、1万2,272平米、畑が10筆で1万4,062平米、10年から15年未満の農用地について、田が5筆、7,146平米、畑が5筆で4,153平米となっております。

また、今回は農地中間管理機構を介した売買が1件ございます。

詳細につきましては、農用地利用集積等促進計画（案）と書かれた冊子の最終ページに記載しております。なお、売買については、貸借とスケジュールが異なっており、8月1日公告予定となっております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積等促進計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 説明が終わりました。この件に関して、皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

いつだっけな、先月、県庁で、県中間、農業公社の審議会ありまして、「今、どうだ手続、時間かかっているかね」って言ったら、「いや、今順調に進んでいますよ」なんて、そんな話したけれども。

どうでしょう。10年未満が多いよね。年齢考えるとあまり、そんな仙人ではないのだから、えらい長生きするわけではないのだ。

異議がなければ、これ要請するのだけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、要請することといたします。

それで、審議のほうは済んだ。

これから報告事項、入ります。第1号から第6号まで、では、係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第3条第3項の規定による権利取得の届出受理について。

1番 取得事由は相続、種類・内容は所有権、ほか21件、合計22件の3条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は宅地分譲、用途指定区分は第1種及び第2種中高層住居専用地域、ほか14件、合計15件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第4号 農地法関係公売農地の許可について。

1番 契約の内容は公売、申請の理由は申請地を買い受けて資材置場として使用したいというものでございます。本件につきましては、公売適格証明として令和8年2月総会においてご審議いただいたものでございます。適格を受けた後、落札をいたしまして、譲受人から正式に3条許可申請が提出されましたので、令和8年5月18日付で3条の許可書を交付いたしました。

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、以上1件の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第6号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条申請4件、5条申請26件、合計30件につきまして他法令の確認も取れましたので、令和8年6月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

それでは、その他に入りますけれども、事務局。

○事務局 特にありません。

○会長 ない。

○事務局 はい。

◎閉会の宣告

○会長　それでは、３年間ご苦勞さまでした。今日、最後の審議です。
お疲れさまでした。

午後　３時２６分　閉会